

議題 2 成育医療等基本方針の進捗状況について

成育医療等基本方針について

成育医療等基本方針に係る府の取組みについて

経 過

■成育基本法

H30.12.14公布 R1.12.1施行

■成育医療等基本方針

R3.2.9 閣議決定
R5.3.22 閣議決定（方針改定）

■成育医療等基本方針改定に伴う通知

R5.3.31「評価指標及び計画策定指針について」（厚労省子ども家庭局長通知）
PDCAサイクルに基づく取り組みを推進するため、指標、基本方針
を踏まえた計画策定指針、協議の場の設置などが示される

■成育医療等基本方針改定に伴う指標について

健やか親子21を引継ぎ、各施策の指標69項目を設定
（アウトプット：27、アウトカム/健康行動：23、/健康水準：19）

方 針

■指標管理：

都道府県アウトカム指標の進捗状況を確認

- ・成育基本法第19条第1項に基づく政令で定める計画（以下、関連計画）に基づき各施策を推進
- ・成育基本方針に基づく取り組みを進めるため
関連計画担当課による庁内推進会議を設置
- ・進捗状況について母子保健運営協議会へ報告・協議を行う

スケジュール

		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
国	成育医療等基本方針策定	第2次方針策定 現状値：概ねR3			◆中間評価 最終目標値が 示される。			◆最終評価 ★次期方針策定	
府	成育医療等基本方針を踏まえた 取り組み		第2次方針を受け指標確認 ・庁内推進会議開催（9/27） ・母子保健運営協議会開催（10/27）	進捗状況等 情報共有	◆中間評価 府の状況報告	進捗状況等 情報共有	◆最終評価 ★次期方針に向 けた取り組み検 討		

※「「**成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律**」（平成30年法律第104号）
※ 平成30（2018）年12月14日公布

次代の社会を担う育成過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな育成が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、育成医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに育成医療等基本方針の策定について定めるとともに、育成医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、育成過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な育成医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。



成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）概要

※下線部は、主な変更箇所

I 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的方向

1 成育医療等の現状と課題

- 妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は、世界有数の低率国
妊産婦：2.5/10万、乳児：1.7/千、幼児：13.8/10万（令和3年）
- 少子化の進行 出生数：約81万人（令和3年、過去最少）
- 妊産婦・こどものメンタルヘルス、10代の妊娠、児童虐待等の課題

2 成育医療等の提供に関する施策の推進に向けた基本的な考え方

- 成育過程にある者の健やかな成育が保障される権利及びリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を尊重
- こどもの意見を尊重、こどもの最善の利益を優先して考慮
- 妊娠前から子育て期まで、切れ目ない成育医療等を提供
- 成育過程にある者等の視点に立って、需要に的確に対応し、切れ目ない成育医療等を提供
- できる限り早期に正しい診断が可能となる体制を整備
- 科学的知見に基づく適切な成育医療等を提供
- 成育過程にある者等に対し、年齢に応じた適切な情報提供
安心してこどもを生み、育てられる環境を整備

3 関係者の責務及び役割

- 国は、成育医療等の施策を総合的に策定・実施
- 子ども家庭庁（成育基本法所管）による総合調整
- 施策の実施状況等に関する評価指標を作成
- 自治体は、地域の特性に応じた施策を策定・実施
- 国は、地方公共団体における取組（例：基本方針を踏まえた計画の策定・実施、都道府県内の関係者による協議の場など）を適切に支援
- 国、地方公共団体、医療関係者等は、成育基本法に定める基本理念の実現を図るため連携・協力

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

3 教育及び普及啓発

- 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進
- 「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付け、子育て当事者・国民全体への普及啓発を促進

4 記録の収集等に関する体制等

- PHR（Personal Health Record）、健康等情報の電子化・標準化を推進、母子保健情報のデジタル化と利活用による健康管理の充実や母子保健事業の質向上
- 予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたChild Death Review（CDR）について、体制整備に向け検討
- ICTの活用による各種施策の推進
- 母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関する、システム等の導入・運用を推進

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（1）周産期医療等の体制

- 周産期医療体制に関する医療計画への記載、関係者の協議
- 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域的な調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携
- 精神疾患を合併する妊産婦への医療体制確保
- 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制
- 産科区域の特定が望ましい中、医療機関の適切な体制整備
- 地域医療構想・医師確保計画を踏まえた、集約・重点化
- 医療従事者の勤務環境改善、助産師と医師の連携（助産師活用推進事業、院内助産・助産師外来の推進）

（2）小児医療等の体制

- 小児医療体制に関する医療計画への記載、関係者間の協議
- かかりつけ機能普及、救急体制や#8000事業の整備
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に係る施策と連携、小児在宅医療、小児在宅歯科医療体制充実
- 医療従事者の勤務改善、医療機関・薬局の従事者間の連携
- 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制
- 小児科区域の特定が望ましい中、適切な体制整備

（3）その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- 小児・AYA世代のがん患者に必要な医療・相談支援体制に関する、都道府県がん対策推進計画への記載、関係者間の連携
- 小児がんや小児慢性特定疾病等に係る小児用医薬品等の開発を推進
- 全国の小児医療機関から情報収集等を行い、小児を対象とした医薬品の適正使用等を推進
- 小児生活習慣病の予防を推進
- 移行期医療、治療法確立に向けた研究等、小児慢性特定疾病等に係る施策を推進

5 調査研究

- 子ども等の視点も踏まえた調査研究の推進、シンクタンク機能の充実

6 災害時等における支援体制の整備

- 災害時に必要な物資の備蓄・活用を推進
- 災害時小児周産期リエゾンの養成、災害時の患者搬送等を円滑に行う体制の構築
- 新型コロナウイルス対応も踏まえ、オンライン化・デジタル化等を引き続き推進
- 新興感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定等について、状況把握・検証、必要な検討を実施

7 成育医療等の提供に関する推進体制等

- 優良事例の横展開、調査研究の推進等

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への相談支援
男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、切れ目ない支援体制を構築
- 相談支援体制の整備、電話・オンライン相談の推進
- 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携
- 母子保健情報のデジタル化と利活用を推進し、健康管理を充実、母子保健事業の質を向上

（2）妊産婦等への保健施策

- 関係者が連携し、バイオサイコソーシャルな悩み等に対する、性や生殖に関する専門的な相談支援等を推進
- 妊婦健診における公費負担の推進、出生前検査（NIPT等）や妊婦健診での感染症検査に係る適切な情報発信
- 産後のメンタルヘルスにおける多職種連携を推進
- 産前・産後サポート事業を推進
- 産後ケア事業の全国展開等に向け、広域的な連携支援（都道府県）、体制整備・周知（市町村）を支援
- 若年妊婦・特定妊婦、多胎妊産婦への支援
- 妊産婦健診の受診勧奨、妊産婦の歯科健診を推進
- 妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を整備、相談を通じて知見を収集、医薬品の適正使用等を推進

（6）子育てやこどもを育てる家庭の支援

- 出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進
- 児童福祉法等改正法により、子育て世帯への支援体制強化を推進（子ども家庭センター、子育て世帯の身近な相談機関）
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援、経済的支援の一体的実施の着実な推進
- いわゆる「こどもホスピス」などの、小児がんの患者や小児慢性特性疾病を抱える児童等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討

（3）乳幼児期における保健施策

- 先天性代謝異常等への対応（新生児マススクリーニング検査による早期発見、その後の治療・生活指導等）を推進
- 母子保健事業（乳幼児健診等）を活用した子育て支援を推進
- 乳幼児健診の推進、学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制整備に向けた検討
- 関係者が連携し、乳幼児健診等の精度管理や広域的支援を推進
- 乳幼児期の難聴に関する総合的な体制整備を推進
- 3歳児の視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村を支援
- 乳幼児・保護者に対する栄養指導や、乳幼児への食育を推進
- 乳幼児・保護者に対する、医薬品の適正使用等を推進
- 供給体制確保やワクチンの普及啓発等、予防接種を推進

（4）学童期及び思春期における保健施策

- 健康教育や食育を推進
- 妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を学校教育段階から推進
- 学校・保健所等で、性に関する科学的知識、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、教育・相談支援等
- 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等へのアウトリーチやSNS活用による支援、里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発
- こどもの心の診療ネットワーク事業を推進
- 側弯症等の早期発見・支援につなげる環境整備に向けた検討
- 保育所・幼稚園における障害のあるこどもの受入体制を整備
- 障害のあるこどもの福祉や栄養管理に係る相談支援体制を整備
- こどもの性と健康の問題において、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携

（5）生涯にわたる保健施策

- 女性ヘルスケアやがんなどの健康教育・普及啓発を推進
- 性と健康の相談センター事業により、プレコンセプションケアを推進、不妊症・不育症に関する情報提供・相談体制を強化

III その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

- 国は、成育医療等の施策について客観的に検証・評価し、必要な取組について検討
- 今回の基本方針は、令和5～10年度の6年程度を1つの目安として策定

(参考) 成育基本法第 19 条第1項に基づき政令で定める計画

成育基本法第19条第 1 項

(医療計画等の作成に当たっての配慮等)

第19条 都道府県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

政令で定める計画（施行令第8条）

①都道府県障害児福祉計画

(児童福祉法第33条の22第1項)

②都道府県地域福祉支援計画

(社会福祉法第108条第1項)

③自立促進計画

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号)

④都道府県障害者計画

(障害者基本法第11条第2項)

⑤予防計画

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項)

⑥都道府県男女共同参画計画

(男女共同参画社会基本法第14条第1項)

⑦都道府県基本計画

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項)

⑧都道府県健康増進計画

(健康増進法第8条第1項)

⑨都道府県食育推進計画

(食育基本法第17条第1項)

⑩都道府県障害福祉計画

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項)

⑪都道府県自殺対策計画

(自殺対策基本法第13条第1項)

⑫都道府県がん対策推進計画

(がん対策基本法第12条第1項)

⑬教育の振興のための施策に関する基本的な計画

(教育基本法第17条第2項)

⑭都道府県子ども・若者計画

(子ども・若者育成支援推進法第9条第1項)

⑮都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

⑯都道府県計画

(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項)

⑰都道府県アルコール健康障害対策推進計画

(アルコール健康障害対策基本法第14条第1項)

⑱都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)

⑲都道府県循環器病対策推進計画

(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項)

主な関連計画（府）

○成育医療等基本方針関連計画

名称	現行計画		次期計画開始時期
医療計画	令和6年度～令和11年度	6年間	令和12年度
感染症予防計画	令和6年度～	—	—
自殺対策計画	令和5年度～令和10年度	5年間	令和11年度
アルコール健康障害対策推進基本計画	令和6年度～令和8年度	3年間	令和9年度
ギャンブル等依存症対策推進基本計画	令和5年度～令和7年度	3年間	令和8年度
循環器病対策推進基本計画	令和6年度～令和11年度	6年間	令和12年度
健康増進計画	令和6年度～令和17年度	12年間	令和18年度
食育推進計画	令和6年度～令和17年度	12年間	令和18年度
歯科口腔保健計画	令和6年度～令和17年度	12年間	令和18年度
がん対策推進計画	令和6年度～令和11年度	6年間	令和12年度
地域福祉支援計画	令和6年度～令和11年度	6年間	令和12年度
障害児福祉計画	令和3年度～令和8年度 (令和6年3月改定)	6年間	令和9年度
障害者計画	令和3年度～令和8年度 (令和6年3月改定)	6年間	令和9年度
障害福祉計画	令和3年度～令和8年度 (令和6年3月改定)	6年間	令和9年度
子ども計画	令和2年度～令和6年度	5年間	令和7年度
子ども・若者育成支援についての計画	令和2年度～令和6年度	5年間	令和7年度
子ども・子育て支援事業支援計画	令和2年度～令和6年度	5年間	令和7年度
子どもの貧困対策のための計画	令和2年度～令和6年度	5年間	令和7年度
ひとり親家庭等自立促進計画	令和2年度～令和6年度	5年間	令和7年度
男女共同参画計画 (おおさか男女共同参画プラン)	令和3年度～令和7年度	5年間	令和8年度
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	令和4年度～令和8年度	5年間	令和9年度
教育振興基本計画 (前期事業計画はR5～R9)	令和5年度～令和14年度 (前期事業計画はR5～R9)	10年間	令和15年度 (後期事業計画はR10)